

第3 消防用設備等の設置単位

令第8条の規定によるほか、次によること。

1 防火対象物に設置する消防用設備等の設置単位について

- (1) 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物について特段の規定（令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項等）のない限り、棟（原則として独立した一の建築物又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となったものをいう。）である。

2 令8区画の構造

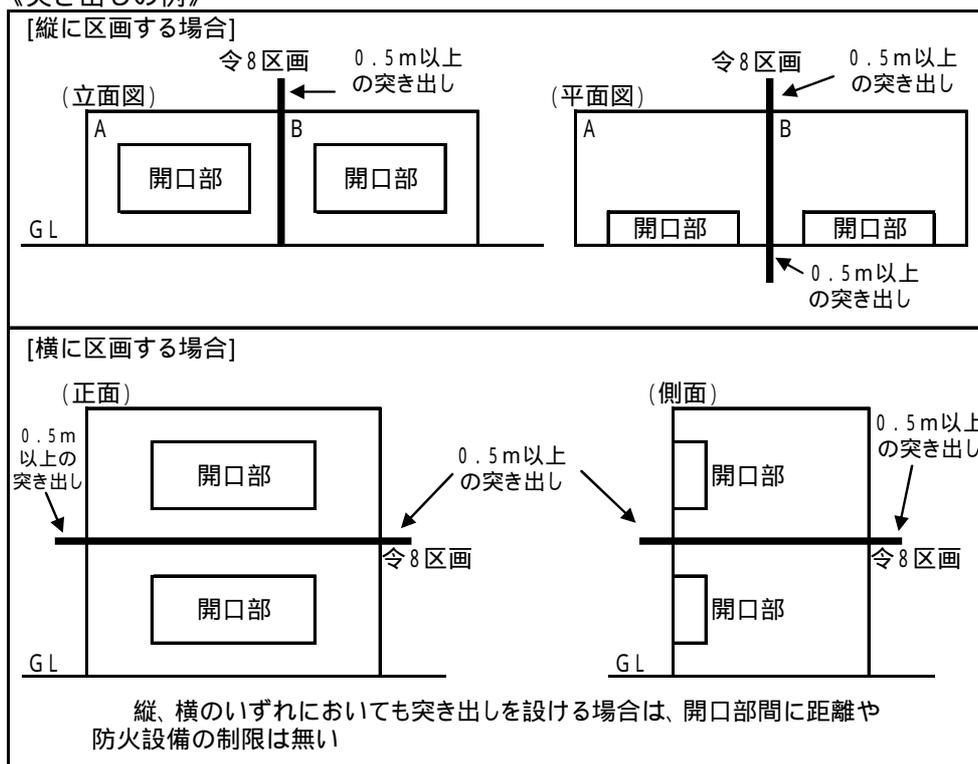
令8区画の構造については、次によること。

- (1) 壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール、軽量気泡コンクリートパネル等は、則第5条の2第1号に規定する「その他これらに類する堅ろうで、かつ、容易に変更できない構造」に該当するものとして取り扱うものとする。

なお、軽量気泡コンクリートパネルなど工場生産された部材等による施工方法を用いる場合は、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充てん等により、適切に煙漏洩防止対策を講じること。

- (2) 則第5条の2第3号に規定する「耐火構造の壁等の両端又は上端は、防火対象物の外壁又は屋根から50cm以上突き出していること」とは、床の両端が外壁から50cm以上突き出しているもの、壁の両端が外壁から50cm以上突き出しているもの及び壁の上端が屋根から50cm以上突き出しているものであること。

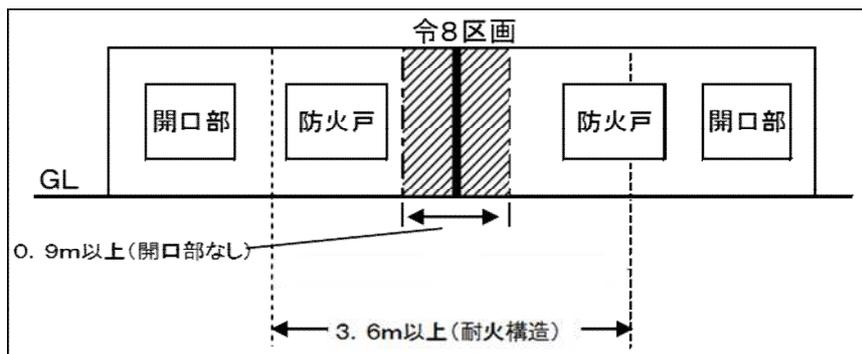
《突き出しの例》



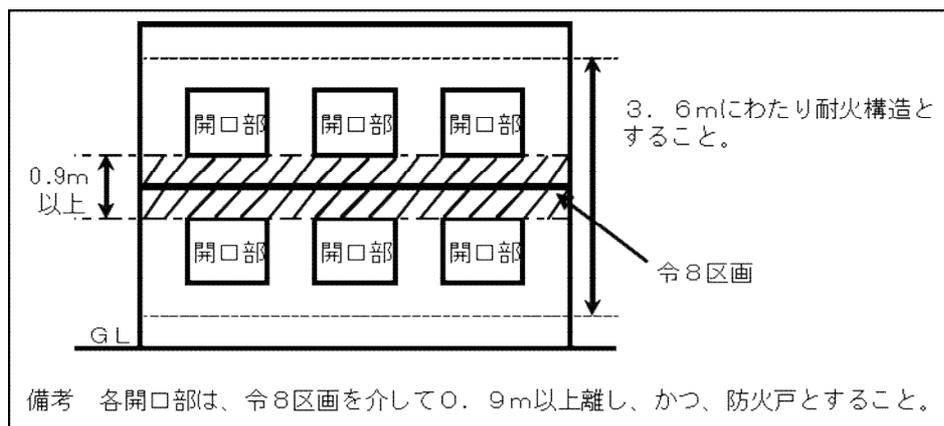
- (3) 則第5条の2第3号ただし書に規定する「耐火構造の壁等及びこれに接する外壁又は屋根の幅3.6メートル以上の部分」については、耐火構造の壁等を介して両側にそれぞれ1.8m以上の部分を耐火構造とすること。

なお、耐火性能は、建基法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りるものとする。

《突き出しを設けなくて縦に令8区画した例》



《突き出しを設けなくて横に令8区画した例》



- (4) 則第5条の2第3号イに規定する「開口部が設けられていないこと」とされている部分については、面積の小さい通気口、換気口等であっても設けることができないものとする。
- (5) 面積の小さい通気口、換気口等に防火ダンパーを設け、かつ、耐火構造の壁等を隔てて開口部相互間の距離を90cm以上設けた場合は、則第5条の2第3号口の規定に適合するものとする。
- (6) 配管及び当該配管が貫通する部分(以下「貫通部」という。）」については、則第5条の2第4号ただし書きによるほか次によること。
- ア 排水管に付属する通気管については、耐火構造の壁等を貫通させることができるものとする。
- イ 貫通部の内部の断面積が、貫通する穴の直径が300mmの円の面積以下である場合、当該貫通部に複数の配管を貫通させることができるものとする。

(7) 令8区画を設けた部分の床又は壁がセットバックしている場合は、次によること。

ア 下階がセットバックしている場合

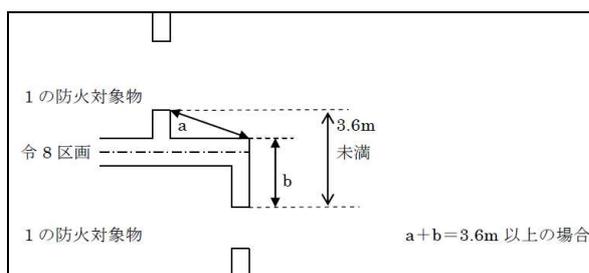
則第5条の2第3号によること。

イ 上階がセットバックしている場合

(7) 上階と下階の開口部相互の最短距離が3.6m以上離れている場合は、則第5条の2第3号に適合しているものとする。

(イ) 前(ア)に適合しない場合は、則第5条の2第3号によること。

《上階がセットバックしている場合》

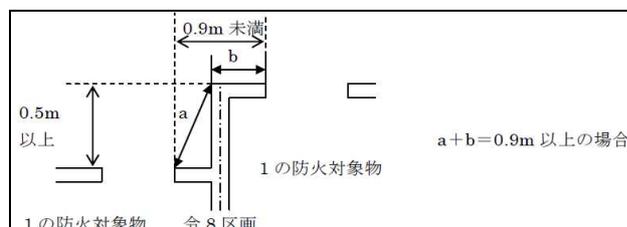


ウ 壁で区画されている場合

(7) 開口部を設ける外壁が0.5m以上セットバックしており、各区画の開口部相互の最短距離が0.9m以上離れている場合は、則第5条の2第3号に適合しているものとする。

(イ) 前(ア)に適合しない場合は、則第5条の2第3号によること。

《壁で区画されている場合》



((7)令2・追加、(1)~(7)令7・一部改正)

3 令8区画を貫通する配管及び貫通部

則第5条の2第4号によるほか、次によること。

(1) 配管は、鋼管又は鋳鉄管(以下この第9において「鋼管等」という。)若しくは評定品を使用すること。この場合において、鋼管等を使用する場合は、次のすべてに適合しなければならない。

ア 鋼管等の種類

令8区画を貫通している部分及びその両側1m以上の範囲は、次の鋼管等とすること。

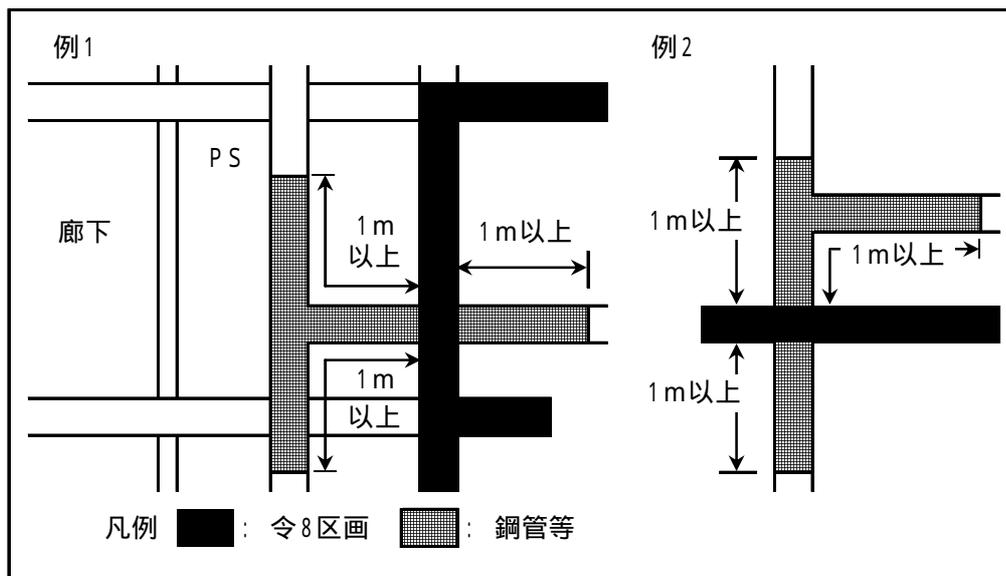
(7) J I S G 3 4 4 2 (水配管用亜鉛めっき鋼管)

(イ) J I S G 3 4 4 8 (一般配管用ステンレス鋼管)

第2章第1節 第3 消防用設備等の設置単位

- (ウ) J I S G 3 4 5 2 (配管用炭素鋼管)
- (エ) J I S G 3 4 5 4 (圧力配管用炭素鋼管)
- (オ) J I S G 3 4 5 9 (配管用ステンレス鋼管)
- (カ) J I S G 5 5 2 5 (排水用鋳鉄管)
- (キ) 日本水道協会規格(以下この第9において「JWWA」という。)K 1 1 6 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (ク) J W W A K 1 3 2 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (ケ) J W W A K 1 4 0 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (コ) 日本水道鋼管協会規格(以下この第9において「WSP」という。)0 1 1 (フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (サ) W S P 0 3 2 (排水用ノントールエポキシ塗装鋼管)
- (シ) W S P 0 3 9 (フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (ス) W S P 0 4 2 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (セ) W S P 0 5 4 (フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)

《鋼管等とする部分の例》



イ 排水管の衛生機器

貫通部から1m以内の排水管に衛生機器を接続する場合は、次によること。

- (ア) 衛生機器の材質は、不燃材料であること。
- (イ) 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

ウ 鋼管等の貫通部の処理

- (ア) セメントモルタルによる方法
 - a 日本建築学会建築工事標準仕様書(JASS)15「左官工事」によるセ

第2章第1節 第3 消防用設備等の設置単位

メントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。

- b 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填すること。
- c セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

(イ) ロックウールによる方法

- a J I S A 9 5 0 4 (人造鉱物繊維保温材)に規定するロックウール保温材(充填密度150kg/m³以上のものに限る。)又はロックウール繊維(充填密度150kg/m³以上のものに限る。)を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。
- b ロックウール充填後、25mm以上のケイ酸カルシウム板又は0.5mm以上の鋼板を床又は壁と50mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

エ 可燃物への着火防止措置

鋼管等の表面から150mmの範囲に可燃物が存する場合には、(ア)又は(イ)の措置を講ずること。

(ア) 可燃物への接触防止措置

次のaに掲げる被覆材をbに定める方法により被覆すること。

a 被覆材

ロックウール保温材(充填密度150kg/m³以上のものに限る。)又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

b 被覆方法

(a) 床を貫通する場合

| 鋼管等の呼び径 | 被覆の方法 |
|-----------------|--|
| 100以下 | 貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆する。 |
| 100を超え 200以下 | 貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方30cmの範囲には、もう一重被覆する。 |

(b) 壁を貫通する場合

| 鋼管等の呼び径 | 被覆の方法 |
|-----------------|--|
| 100以下 | 貫通部の壁の両面から左右30cmの範囲に一重に被覆する。 |
| 100を超え 200以下 | 貫通部の壁の両面から左右60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右30cmの範囲には、もう一重被覆する。 |

(イ) 着火防止措置

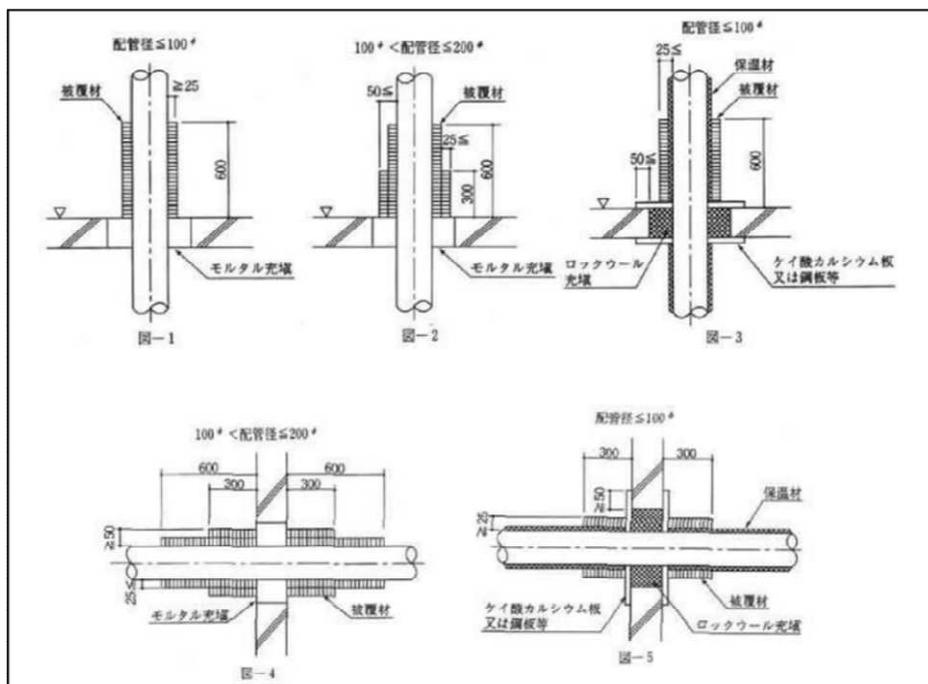
次のa又はbによる着火防止措置を講ずること。

- a 内部が、常に充水されているものであること。

第2章第1節 第3 消防用設備等の設置単位

b 可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から150mmの範囲内の存在する可燃物にあっては、構造上最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

《鋼管等の表面の近くに可燃物がある場合の施工方法の例》



オ 鋼管等の保温措置

鋼管等を保温する場合にあっては、次の（ア）又は（イ）によること。

- (ア) 保温材は、前工、（ア） a に掲げる材料を用いること。
- (イ) 給排水管にあっては、J I S A 9 5 0 4（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いることができる。この場合において、前ウ及びエの規定について、特に留意すること。

カ 鋼管等の接続方法

鋼管等を貫通部及びその両側1mの範囲で接続する場合は、次によること。

- (ア) 鋼管等は、令8区画を貫通している部分において接続しないこと。
- (イ) 接続方法は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法によること。この場合において、次のbの方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができる。
 - a メカニカル接続
 - (a) ゴム輪(ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。)を挿入管の差し口にはめ込むこと。
 - (b) 挿入管の差し口端分を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

第2章第1節 第3 消防用設備等の設置単位

- (c) 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。
- (d) 押し輪又はフランジで押さえること。
- (e) ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

b 差込み式ゴムリング接続

- (a) 受け口管の受け口の内面にシーリング剤を塗布すること。
- (b) ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。ただし、ゴムリングは、エチレンプロピレンゴム（EPDM）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。
- (c) ゴムリングの内面にシーリング剤を塗布すること。
- (d) 挿入管の差し口にシーリング剤を塗布すること。
- (e) 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

c 袋ナット接続

- (a) 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。
- (b) ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- (c) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- (d) 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

d ねじ込み式接続

- (a) 挿入管の差し口端外面に管用テーパネジを切ること。
- (b) 接合剤をネジ部に塗布すること。
- (c) 継手を挿入管にねじ込むこと。

e フランジ接続

- (a) 鋼管等の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。
 - (b) 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。
 - (c) 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。
- (ウ) 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部は、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

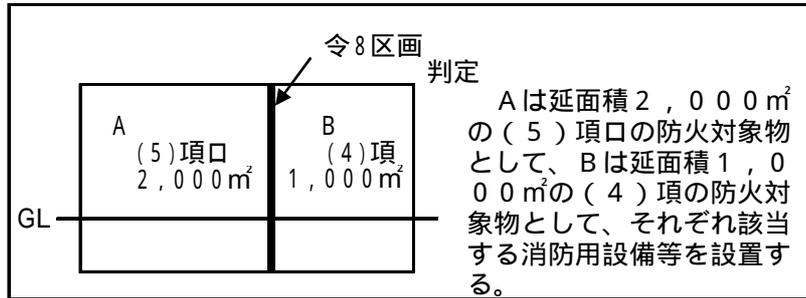
キ 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

4 令8区画を適用した防火対象物の消防用設備等の設置

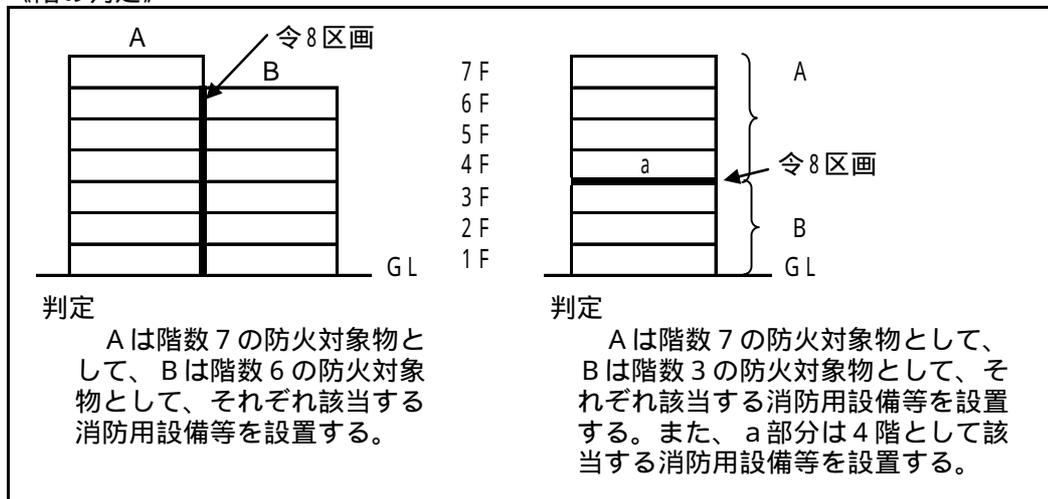
- (1) 令8区画された部分ごとに、その用途及び床面積に応じて、消防用設備等を設置すること。

《消防用設備等の設置単位の例》



- (2) 令8区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて、消防用設備等を設置すること。ただし、床で上下に水平区画された上の部分の階又は階数の算定は、下の部分の階数を算入すること。

《階の判定》

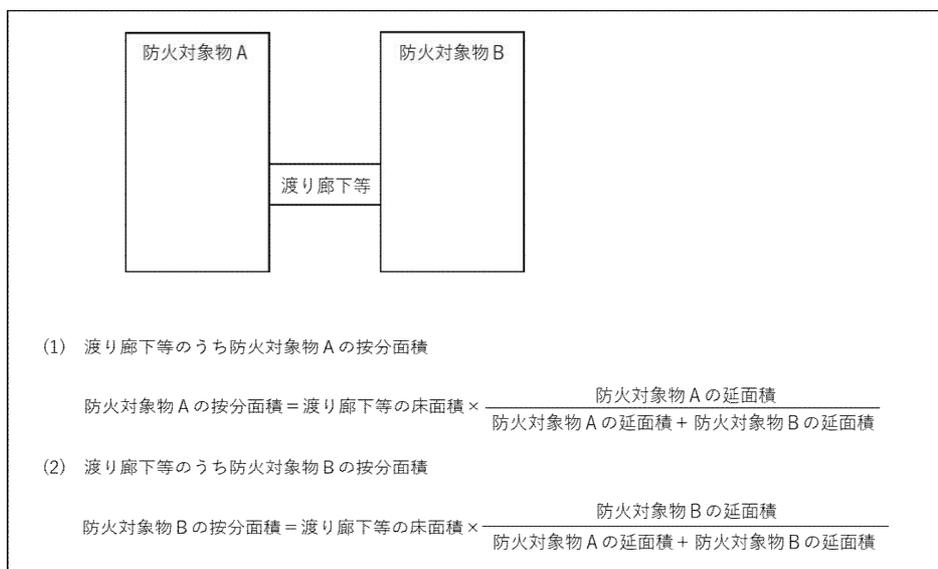


5 令8の2区画の取扱い

則第5条の3及び「防火上有効な措置が講じられた壁等の基準」(令和6年消防庁告示第7号。以下この第3において「告示7号」という。)の規定によるほか、次によること。

- (1) 別棟としてみなされる場合の渡り廊下、地下連絡路又は洞道(以下この5において「渡り廊下等」という。)の部分の防火対象物としての取扱いは、次によること。
ア 渡り廊下等の床面積は、別とみなされる防火対象物の延べ面積に応じて按分し、それぞれの防火対象物に帰属させること。

渡り廊下等の按分要領



イ 渡り廊下等における消防用設備等の設置については、渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。

ウ ア及びイによるほか、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の管理権原者が異なる場合等においては、実情に応じた取扱いとする。

(2) 令第8条第2号の規定は、渡り廊下等で接続されており建築基準法令上は一の建築物として取り扱われているもの、それぞれ別の建築物として取り扱われているもののいずれにも適用し、消防用設備等の設置単位を判断すること。

(3) 工作物（法第17条が適用されるものに限る。以下この第3において同じ。）と建築物又は工作物と工作物を接続している場合は、この第3の規定により消防用設備等の設置単位を判断すること。

(4) 建基法第44条第1項ただし書きの規定に基づき設けられたアーケードにより、複数の建築物が接続されている場合は、それぞれの建築物を別棟として取り扱うこと。

(5) 防火上有効な措置等についての取扱いは、次によること。

ア 則第5条の3第1項に規定する「防火戸」には、耐火クロススクリーン及びドレンチャーは含まれないものとする。

イ 則第5条の3第2項第1号に規定する「渡り廊下等の壁等」とは、壁等の構造方法を定める件（令和6年国土交通省告示第227号）に示す壁等のタイプのうち、「火災の発生のおそれの少ない室又は通行の用にのみ供する建築物の部分構成する壁等により区画する場合」が該当するものであること。

ウ 則第5条の3第2項第1号口の規定により設けることとされている階段の構造等は、建基令に適合するものであること。

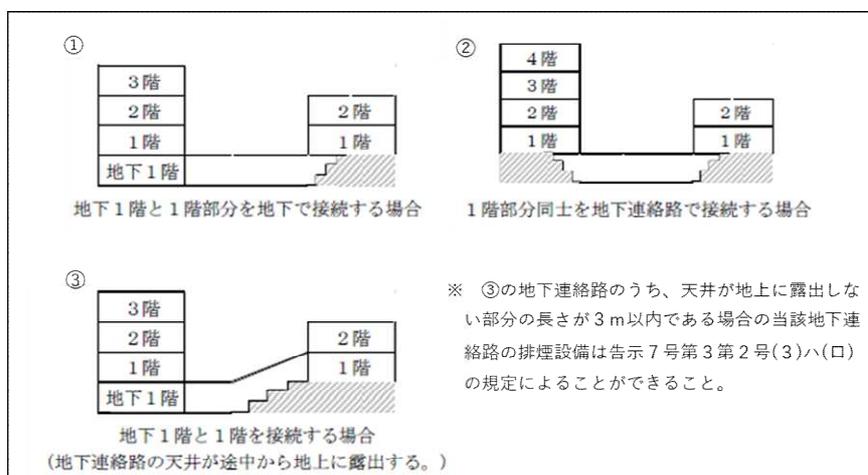
第2章第1節 第3 消防用設備等の設置単位

エ 告示7号に規定する「閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備」には、特定施設水道連結型スプリンクラー設備は含まれないものとする。また、「閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備」に代えて、パッケージ型自動消火設備を設置することはできないものとする。

オ 則第5条の3第2項第2号に規定する「渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等」については、告示7号によるほか、次によること。

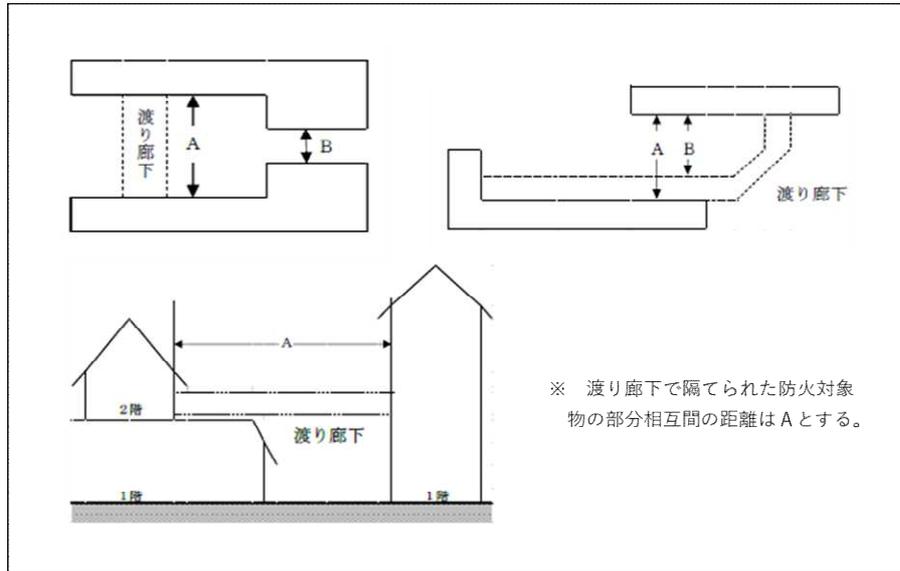
(ア) 告示7号第2第2号に規定する地下連絡路のうち、天井部分が直接外気に常時開放されているもの(いわゆるドライエリア形式のもの)については、告示7号第4の規定によらず、告示7号第3の規定によることができること。

地下連絡路の例



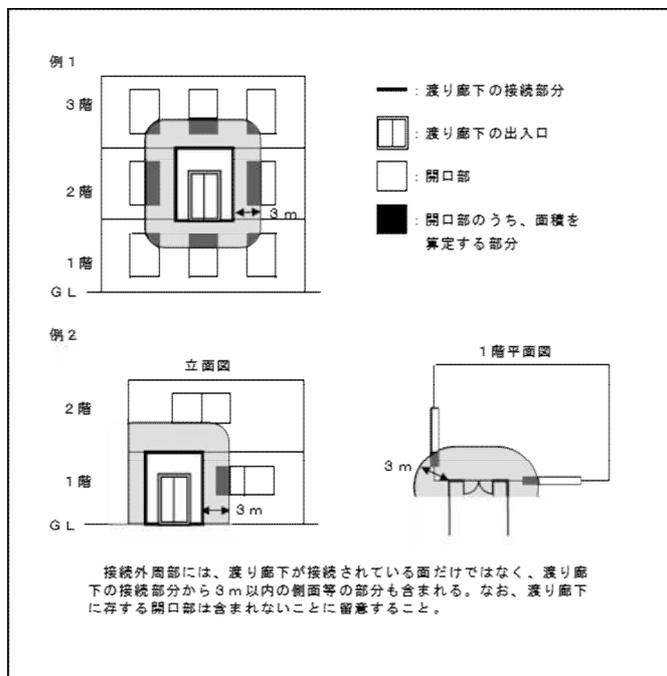
(イ) 告示7号第3第2号に規定する「渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離」については、渡り廊下が設けられている防火対象物の部分相互間の水平距離で測定すること。なお、1階と2階以上の階に渡り廊下が設けられている場合は、2階以上の階に渡り廊下が設けられている場合の取扱いとする。

渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離



- (ウ) 告示7号第3第2号(1)に規定する「3メートル以内の距離にある部分」については、下図のとおりとする。なお、同号(2)に規定する「開口部の面積が4㎡以内」については、各渡り廊下ごとに判定するものとする。

3メートル以内の距離にある部分の例

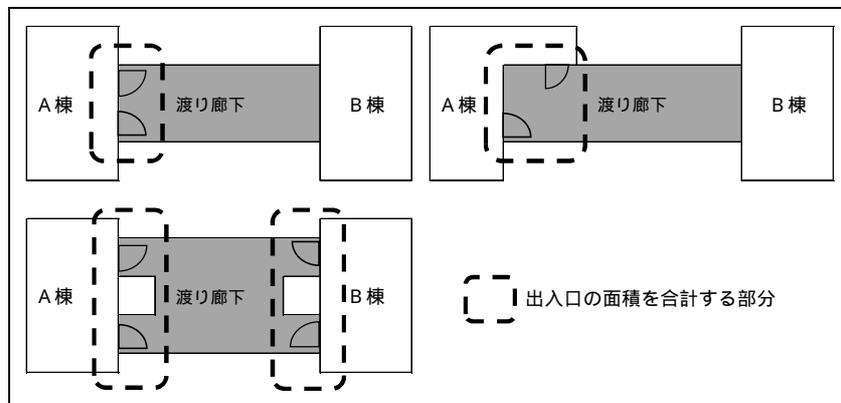


- (I) 告示7号第3第2号(3)に規定する「渡り廊下が接続されている部分に設けられた出入口の面積」について、防火対象物の両端部に2以上の出入口がある場合は、開口面積の算定方法は下図のとおりとすること。この場合において、渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離が、一階にあっては六メ

第2章第1節 第3 消防用設備等の設置単位

ートル、二階以上の階にあっては十メートルを超えるものである場合は適用されないことに留意すること。

《出入口の面積を合計する場合の例》



- (オ) 告示7号第3第2号(3)に規定する「直接外気に開放されているもの」とは、次のいずれかに適合しているものをいう。
- a 防火対象物の部分相互間の距離が1 m以上であり、渡り廊下の両側面の上部が、天井高の2分の1以上又は高さ1 m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの
 - b 防火対象物の部分相互間の距離が1 m以上であり、渡り廊下の片側面の上部が、天井高の2分の1以上又は高さ1 m以上渡り廊下の全長にわたって直接外気に開放され、かつ、渡り廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効に遮る構造で天井面から50 cm以上下方に突出した垂れ壁を設けたもの
 - c a及びbに掲げるものと同様以上の開放性を有するもの
- (カ) 告示7号第3第2号(3)ハに規定する「機械排煙設備」には、建基法に基づき設置される排煙設備も含まれるものとする。
- (キ) 告示7号第3第2号(3)ハ(ロ)に規定する「渡り廊下の長さ」は、廊下幅員の中心を通る線で判定するものとする。
- (ク) 安全センターにおいて「緩衝帯を有する接続部の評価方法」を用いた消防設備システム評価により、安全性があると認められた緩衝帯を有する接続部で接続されている場合は、告示7号第6に規定する「消防長又は消防署長が認める壁等」に適合するものとして取り扱うことができる。この場合において、接続部に必要な消防用設備等については、当該評価で必要とされたものを設置すること。
- (1)(2)令7・一部改正、(5)令7・追加)

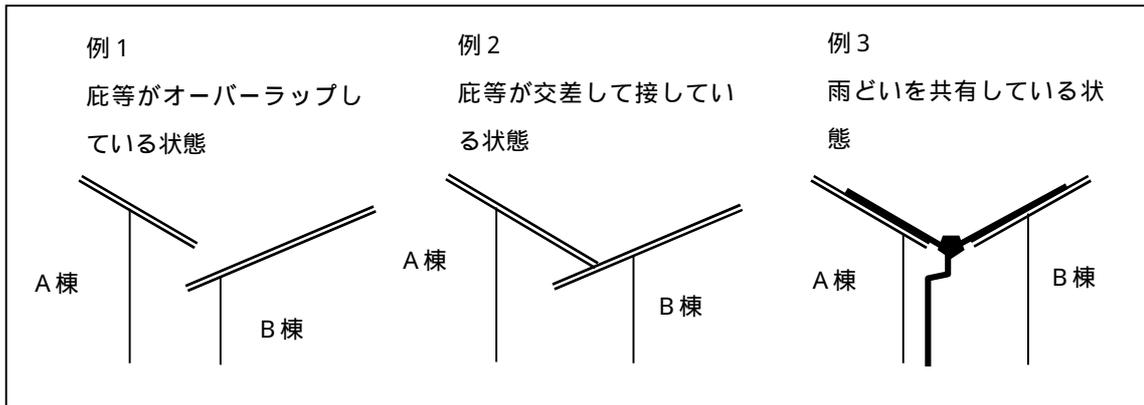
6 庇等で接続されている場合

1及び2によるほか、庇等により接続されている場合で、次のいずれかに適合する

第2章第1節 第3 消防用設備等の設置単位

場合は、それぞれの建築物を別棟として取り扱うことができるものとする。ただし、庇等が相互の建築物にビス等で固定され、又は溶接されているなど、構造的に結合している場合は、1棟とする。

- (1) 建築物と建築物の庇等が、一方の建築物に被さっている場合又は接している場合
 - (2) 建築物と建築物が固定的な構造でない雨どいを共用する場合
- 《庇等で接続されている場合で消防用設備等を別棟規制できる例》



(平28・一部改正、令2・一部改正)